

企画競争説明書

業務名称： 東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（調査）

案件番号： 19a00279

【内容構成】

- 第1 企画競争の手続き
- 第2 プロポーザル作成に係る留意事項
- 第3 特記仕様書案
- 第4 業務実施上の条件

2019年7月17日
独立行政法人国際協力機構
調達部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第3「特記仕様書案」、第4「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとしています。

第1 企画競争の手続き

1 公示

公示日 2019年7月17日（水）

2 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3 競争に付する事項

- (1) 業務名称：東ティモール国ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（調査）
- (2) 業務内容：「第3 業務の目的・内容に関する事項（特記仕様書案）」のとおり
- (3) 適用される契約約款雛型：
 - (○) 成果品の完成を約しその対価を支払うと規定する約款
すべての費用について消費税を課税することを想定しています。
 - () 業務の完了を約しその対価を支払うと規定する約款
国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。
- (4) 契約履行期間（予定）：2019年9月6日 ～ 2020年3月13日

4 窓口

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達部

契約第一課 三義 望 Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

注) 書類の提出窓口（持参の場合）は、同ビル1階 調達部受付となります。

5 競争参加資格

(1) 消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

- 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

- 具体的には、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。
- 2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成 24 年規程(総)第 25 号）第 2 条第 1 項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

- 3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成 20 年規程(調)第 42 号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- ① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- ② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- ③ 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- ④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) 積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第 5 条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。

1) 全省庁統一資格

平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を有すること。

【経過措置】

2019 年 4 月 1 日以降の公示案件については、「簡易審査」を廃止します。ただし、2019 年 9 月 30 日までの公示案件について、経過措置を設け、以下の資格等により、平成 31・32・33 年度全省庁統一資格を代替することを認めます。

- 1) 平成 28・29・30 年度全省庁統一資格
- 2) 機構が 2019 年 3 月までに付与した「整理番号」の所有者

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務の TOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

本件については、該当はなく、特定の排除者はありません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者としません。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6 説明書に対する質問

- (1) 質問提出期限：2019年7月24日(水) 12時
- (2) 提出先・場所：上記4. 窓口
注1) 原則、電子メールによる送付としてください。
注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。
- (3) 回答方法：2019年7月29日(月)までに当機構ホームページ上に行います。
(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

7 プロポーザル等の提出

- (1) 提出期限：2019年8月2日(金) 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参
注1) 郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。
注2) 郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。
- (3) 提出先・場所：上記4. 窓口
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部
見積書 正1部 写 1部
- (5) プロポーザルの無効
次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。
 - 1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
 - 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき
 - 3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
 - 4) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
 - 5) 虚偽の内容が記載されているとき
 - 6) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき
- (6) 見積書
本件業務を実施するのに必要な経費の見積書(内訳書を含む。)正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。
(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)
 - 1) 「3 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
 - 2) 以下の費目については、別見積りとしてください。
 - a) 旅費(航空賃)
 - b) 旅費(その他：戦争特約保険料)
 - c) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
 - d) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
 - 3) 以下の費目については、以下に示す定額を見積もってください。
 - a) 現地での再委託を想定する調査(本調書 第4部 P.16 関連)
・パイロット対策の実施 一式 1,600千円
 - 4) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
 - a) 現地通貨 =US\$使用
 - b) US\$ 1 =107.871000 円
 - c) EUR 1 =122.615000 円

8 プロポーザル評価と契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価(技術評価)を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザ

ル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) 評価対象業務従事者について

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

- 1) 評価対象とする業務従事者の担当専門分野
 - a) 業務主任者／灌漑施設設計（3号）
 - b) 水理水文／河川構造物設計（3号）
- 2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数
約 2.40M/M

(2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 若手育成加点

本案件は、業務管理グループの適用対象案件ではありませんので、「若手育成加点」は適用されません。

2) 価格点

若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

具体的には、評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

具体的には以下の計算式により、下表のとおり価格点を加算します。

最低見積価格との差に係る計算式：

$$(\text{当該者の見積価格} - \text{最低見積価格}) / \text{最低見積価格} \times 100 (\%)$$

最低見積価格との差 (%) に応じた価格点

最低価格との差 (%)	価格点
3%未満	2.25点
3%以上 5%未満	2.00点
5%以上 10%未満	1.75点
10%以上 15%未満	1.50点
15%以上 20%未満	1.25点
20%以上 30%未満	1.00点
30%以上 40%未満	0.75点
40%以上 50%未満	0.50点
50%以上 100%未満	0.25点
100%以上	0点

(3) 契約交渉権者の決定方法

契約交渉権者は、以下の手順で決定されます。

- 1) 競争参加者の競争参加資格要件を確認。
- 2) プロポーザルをプロポーザル評価配点表に基づき評価。
- 3) 評価が60点未満であったプロポーザルを失格として排除。
- 4) 若手育成加点の対象契約である場合、要件を満たすプロポーザルに2点を加算。
- 5) 評価点が僅少（最高評価点との点差が2.5%以内）である場合、見積書を開封し、価格評価を加味。
- 6) 上記、1)～5)の結果、評価点が最も高い競争参加者が契約交渉権者に決定。

9 評価結果の通知と公表

提出されたプロポーザルと見積書は当機構で評価・選考の上、2019年8月17日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に評価結果(順位)及び契約交渉権者を通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

- (1) プロポーザルの提出者名
- (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ① コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ② 業務の実施方針等
- ③ 業務従事予定者の経験・能力
- ④ 若手育成加点*
- ⑤ 価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

また、プロポーザルの評価内容については、評価結果の通知日から2週間以内に申込み頂ければ、日程を調整の上、説明いたします。なお、2週間を過ぎての申込みはお受けしていませんので、ご承知おきください。

10 契約情報の公表

本企画競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイト上に契約関連情報(契約の相手方、契約金額等)を公表しています。また、一定の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を公表します。詳細はウェブサイト「公共調達適正化に係る契約情報の公表について」を参照願います。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>)

案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

- (1) 一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

- 1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職していること、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職していること

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

- 2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

- 3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

- (2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

11 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

- (1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等(各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力へ

の対応に関する規程（平成 24 年規程（総）第 25 号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。

- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成 23 年東京都条例第 54 号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成 26 年 12 月 11 日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1 2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので、選定結果通知後 2 週間以内に受け取りに来て下さい。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2 プロポーザル作成に係る留意事項

1 プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

- 1) 類似業務の経験
注) 類似業務：灌漑施設設計に係る各種業務
- 2) 業務実施上のバックアップ体制等
- 3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

- 1) 業務実施の基本方針
- 2) 業務実施の方法
1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下として下さい。
- 3) 作業計画
- 4) 要員計画
- 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容
- 6) 現地業務に必要な資機材
- 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- 8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

- 1) 業務管理体制の選択
本案件では、業務管理グループ（副業務主任者の配置）の適用を認めません。
- 2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

- 業務主任者／灌漑施設設計（3号）
- 水理水文／河川構造物設計（3号）

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／灌漑施設設計）】

- a) 類似業務経験の分野：灌漑施設設計・維持管理に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：東ティモール国及びその他 全世界
- c) 語学能力：英語
- d) 業務主任者等としての経験

【業務従事者：担当分野 水理水文／河川構造物設計】

- a) 類似業務経験の分野：水理水文・河川構造物に係る各種調査
- b) 対象国又は同類似地域：東ティモール国及びその他 全世界

c) 語学能力：評価せず

2 プロポーザル作成上の条件

(1) 自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。また、雇用予定者を除く。なお、雇用関係にあるか否かが明確ではない場合は、契約書等関連資料を審査の上、JICAにて判断します。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 評価対象外業務従事予定者を補強により配置する場合、契約交渉時に同意書を提出してください。契約時点で確定していない場合、同業務従事者を確定する際に提出してください。

注5) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

3 プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

別紙：プロポーザル評価

第3 特記仕様書案

1. フォローアップ協力（調査）の背景

我が国は東ティモール国政府の要請を受けて、2013年度に無償資金協力「ブルト灌漑施設改修計画」の実施を決定し、マナツト県とバウカウ県の境界付近に位置するブルト灌漑地区を対象に、安定的な灌漑用水の供給を図り、同地区のコメの生産増加に寄与することを目的に、取水施設及び灌漑水路の整備を実施し、2017年1月に完成した。

2018年1月に土砂吐ゲート下流部の護岸擁壁の背面盛土の陥没が生じたことから、対策工を施したうえで陥没部は埋め戻された。しかしながら、2019年1月に背面盛土の陥没が再度発生し、それに伴い護岸擁壁の傾倒も発生した旨、実施機関より報告されている。2019年2月の事後現状調査により、護岸擁壁の前面に局所的な河床洗堀が発生しており、これにより護岸擁壁の基礎地盤が変形し、加えて擁壁背面盛土の吸出しを助長し、背面盛土の陥没と護岸擁壁の傾倒が生じたと推定されている。また、頭首工の土砂吐ゲートからの流水が護岸擁壁へ向かうため、洪水時のゲート開放が河床洗堀を進行させたと考えられた。

当灌漑地区をモデルサイトの一つとして実施中の「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（技術協力）により、応急処置の支援が行われ、頭首工の運用改善の支援を予定しているが、洪水による河床洗堀や擁壁の損傷に対する早急な施設復旧対策計画の策定が必要な状況にある。

2. フォローアップ協力（調査）の概要

（1）調査の目的

ブルト灌漑施設の護岸擁壁・盛土構造物の損傷状況、河床洗堀の状況を確認し、対象施設の復旧対策計画を策定する。

（2）調査対象地域（サイト）

東ティモール国マナツト県とバウカウ県の境界付近に位置するブルト灌漑地区

（3）関係官庁・機関

東ティモール国 農業水産省（以下、実施機関）

（4）本プロジェクトに関連する我が国の主な援助活動

東ティモール国 ブルト灌漑施設改修計画

（本体：G/A締結年度：2013年、G/A限度額：14.99億円）

3. 業務の目的

ブルト灌漑施設の護岸擁壁・盛土構造物の損傷状況、河床洗堀の状況を確認し、対象施設の復旧対策計画の実施計画を策定し、対策工事の事業費の算出を行うとともに、対策工事を調達するために必要な入札図書案を作成する。

4. 業務の範囲

本業務は、「東ティモール共和国 ブルト灌漑施設改修計画フォローアップ協力（調査）」について、「3. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、「6. 業務の内容」に示す事項の調査を実施し、「7. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 本調査後に想定される支援について

現時点では、施設復旧対策の内容が確定しておらず、実施機関の自助努力による対策実施の可否は不明である。本調査を通じて施設復旧対策の内容、予算を検討した上で、実施機関により対応が可能な範囲を明らかにし、実施機関による対応が困難な範囲については、フォローアップ協力の実施の要否を検討する予定である。

(2) パイロット対策の実施について

本業務では次洪水期(2019年12月～2020年5月)への一時的な施設の保全、及び、施設復旧対策の検討に資するパイロット対策を実施することとする。フトン籠(1.0m(幅)×2.0m(長)×1.0m(高))を土砂吐下流部の護岸擁壁前面の河床部へ20mの範囲で2段設置して河床を保護する対策を想定しているが、パイロット対策の内容についてはプロポーザルにて提案を求める。

(3) 施設・河川状況のモニタリングについて

施設復旧対策は、施設損傷の進行度合い、パイロット対策の効果、これらと河川特性の関係性を分析したうえで検討する必要があることから、施設・河川状況(洗堀等の発生有無、通水流量、ゲート操作状況等)のモニタリングを実施する。土砂吐下流部の護岸擁壁・盛土構造物の変位や河床洗堀の状況、河川流量、パイロット工事の効果モニタリングを想定しているが、施設復旧対策の検討に必要と判断されるモニタリング項目についてはプロポーザルにて提案を求める。

(4) 施設復旧対策について

現地で施工可能な施設復旧対策を検討し、現地業者への発注を前提とした設計・積算、入札図書案の作成を行う。

6. 業務の内容

(1) 事前準備

1) 調査計画書の作成

既存の関連資料の分析・検討、関係者へのヒアリング等を行い、事業の全体像をレビューし、調査全体の方針・方法を検討し、調査計画書を策定する。調査計画書には、以下の項目を含めることとする。

- ア. 調査の背景、目的、
- イ. 調査の方針、内容、手法、全体工程、現地調査の日程
- ウ. 先方への確認事項、便宜供与依頼事項

2) 現地調査前対処方針会議

現地調査の前に開催される対処方針会議に出席する。

(2) 現地調査 I

1) 調査計画書の説明・協議

別途JICAが派遣する調査団員と協力し、調査計画書を先方政府関係者に説明し、本調査の目的、内容、今後の調査・協力の進め方、留意事項、双方の役割分担等について協議・確認を行う。

2) 施設状況の確認

護岸擁壁、擁壁背面盛土の損傷状況を調査する。

現時点では、その他施設の不具合は確認されていないが、現地調査において新たな不具合が発見された場合は、目視により確認を行う。その結果、応急の対策が必要と判断される場合には、対応についてJICAと協議を行う。

3) 自然条件のレビュー

河川特性（流量、流況、河道、河床洗堀状況等）や降水量等、河床洗堀や擁壁背面盛土の吸出しに影響する自然条件を確認し、準備調査時に確認された自然条件との相違点を比較する。

4) パイロット対策の検討・実施

上記、現地状況を考慮したうえで、現地でパイロット対策の内容と範囲を検討し、実施する。パイロット対策の内容については実施前に監督職員の確認を得ることとする。

5) 実施機関の予算制度・推移の確認

実施機関の灌漑セクターの年度予算の情報を収集し、新規事業の予算を確保するために必要な先方国内の手続きとその所要期間を確認する。

6) 施設の運営・維持管理体制と実績の確認

協力準備調査時に計画された、運営・維持管理体制が確保されているか確認するとともに、施設の運営・維持管理の実績（点検項目、頻度、人数等）を確認する。

7) 施工計画に係る情報の収集

施設復旧対策の施工計画を検討する上で必要と想定される施工条件について現地情報を収集する。

8) 調達/積算情報の収集

施設復旧対策の工事を実施する上で必要と想定される現地施工業者の技術・技能レベルや資機材の現地調達情報、概算事業費積算時に必要となる現地情報を収集する。

9) 施設・河川状況のモニタリング

2019年10月から2020年1月下旬まで、2回/1月の頻度で、施設・河川状況のモニタリングを行う。

10) 協議議事録の作成支援

上記現地調査結果を踏まえ、先方実施機関とJICAが署名する協議議事録の作成に協力する。

11) 現地調査結果概要の報告

現地調査結果概要についてJICA東ティモール事務所に報告する。

(3) 国内解析

1) 施設復旧対策の実施計画案の策定

現地調査の結果を踏まえ、施設復旧対策の実施計画案を策定する。実施計画案は以下の項目を含める。

- ア. 河川特性の分析・河床洗堀メカニズムの把握
(洗堀予測深の算定等、数値解析も含む)
- イ. 護岸擁壁傾倒・背面盛土陥没の原因分析
- ウ. 概略・詳細設計/工事施工と施設損傷の因果関係の分析
- エ. 施設・河川状況のモニタリング結果の分析
- オ. 施設復旧対策オプションの比較分析
- カ. 施設復旧対策工事の内容・方法（詳細設計含む）
- キ. 実施工程
- ク. 調達・施工監理計画
- ケ. 実施機関による施設復旧対策の対応能力の評価（財務面から評価）
- コ. 施設復旧対策実施後の実施機関の維持管理の対応能力の評価
- サ. フォローアップ協力実施の要否（要の場合は協力の範囲も整理）

2) 概算事業費の積算

フォローアップ協力に必要な概算事業費を算定する。積算に当たっては「協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）」を参照する。

https://www.jica.go.jp/activities/schemes/grant_aid/guideline/plan_man.html

(4) 現地調査 II

1) 施設状況の確認

護岸擁壁、擁壁背面盛土の損傷状況、河床洗堀状況、パイロット対策の効果を確認する。パイロット対策の効果については、土砂吐ゲートの開放時における状況も確認することとする。

2) 施設復旧対策の実施計画案の説明

別途JICAが派遣する調査団員と協力し、施設復旧対策の実施計画案を先方政府関係者に説明し、対策実施における双方の役割分担等について協議・確認を行う。

3) 施設復旧対策の実施計画の最終化

上記、1)、2)の結果を踏まえて、施設復旧対策の実施計画案をレビューし、最終化する。

4) 入札手続きの確認

JICA東ティモール事務所、または実施機関の入札図書に係る様式、作成上の留意点、標準的な入札手続きの作業項目、所要期間を確認する。いずれの入札手続きを確認するかは、調査実施前にJICAに確認することとする。

5) 協議議事録の作成支援

上記現地調査結果を踏まえ、先方実施機関とJICAが署名する協議議事録の作成に協力する。

6) 現地調査結果概要の報告

現地調査結果概要についてJICA東ティモール事務所に報告する。

(5) 国内整理

1) 入札図書(案)の作成

施設復旧対策の実施計画を踏まえ、入札図書(案)を作成する。入札図書(案)は現地の商習慣、調達慣例、現地施工の状況等を反映することとし、作成する資料は、以下を基準とするが、調達事情等に合わせ、適切な内容を確定する。

ア. 事前資格審査関連書類(業者への説明・要求書類、審査基準等)

イ. 入札図書(案)(入札指示書、応札書類、仕様、図面、数量明細書、入札評価書等を含む)

ウ. 入札参考価格書類

エ. 入札公示案

オ. 契約書案

カ. 契約条件書案

2) フォローアップ調査報告書の作成

上記調査結果をフォローアップ調査報告書として取り纏め、JICA資金協力業務部に提出する。その内容についてJICAと協議する。入札に必要な書類案は別冊として作成する。

8. 成果品等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。このうち(6)を成果品とし、提出日は2020年2月28日とする。

なお、以下に示す部数は、JICAへ提出する部数であり、先方実施機関との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意すること。

報告書等名称	部数	提出期限・時期
(1) 調査計画書	英文1部、 電子データ	現地調査I開始前まで
(2) 現地調査結果概要	和文1部、 電子データ	現地調査終了後1週間以内
(3) 施設・河川モニタリング計画	英文1分 電子データ	モニタリング開始前
(4) 施設復旧対策の実施計画案	英文1部 電子データ	現地調査II開始前まで
(5) 入札図書案	英文1部 電子データ	2020年2月14日
(6) フォローアップ調査報告書	和文2部 CD-R 1枚	2020年2月28日

注1) 報告書類の印刷、電子化(CD-R)については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン(2010年3月)」を参照する。

注2) 特に記載のないものはすべて簡易製本(ホッチキス止め可)とする。簡易製

本の様式については、上記ガイドラインを参照する。
注3) 電子データはメールによる提出も可とする。

9. 業務工程計画

業務の工程について、2019年9月上旬より国内作業を開始し、2020年2月28日までにフォローアップ調査報告書を提出することとする。また、現地調査Iは2019年10月中旬まで（乾季の期間）には完了させ、現地調査IIは2020年1月以降（雨季の期間）で実施することとする。

第4 業務実施上の条件

1. 業務工程計画（案）

調査の工程は以下のとおり。

	2019年				2020年	
	9月	10月	11月	12月	1月	2月
国内準備	<input type="checkbox"/>					
現地調査I	■					
国内解析		□				
現地調査II					■	
国内整理					□	
成果品提出						▲

2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

(1) 調査人月：約3.52M/M

(2) 業務従事者の構成（案）

- 1) 業務主任者／灌漑施設設計（3号）
- 2) 水理水文／河川構造物設計（3号）
- 3) 施工計画／調達・積算

注) 業務従事者の構成は上記を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、プロポーザルに含めて提案すること。

3. 参考資料

(1) 配布資料

- ・完了報告書、瑕疵検査報告書
- ・フォローアップ協力申請書
- ・事後現状調査報告書
- ・現場写真

(2) 閲覧資料

本案件の準備調査報告書。以下のリンク（JICA図書館）からダウンロード可能。

<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000012674.html>

4. JICAからの参加団員の構成と現地調査行程（案）

(1) 現地調査

1) 団員構成：総括

河川構造物計画

協力企画

2) 調査行程：約9日間

3) 目的：

相手国関係機関との協議及び現地調査を通じて本計画の内容を検討し、双方の合意事項などに関するミニッツを取りまとめる。

5. 現地再委託

現地再委託を想定している以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・現地施工業者・コンサルタント等に再委託して実施することを認める。

▶ パイロット対策の実施

パイロット対策の実施については現地再委託を認める。ただし、パイロット対策の内容検討は対象外とする。

また、パイロット対策の実施費用の見積額算定に当っては下記の通り定額計上とし、必要に応じ契約交渉、及び契約変更にて対応する。ただし、プロポーザルで提案する内容について、別途参考見積を提出すること。

パイロット対策 一式 1,600千円

▶ 施設・河川のモニタリング

本業務項目に係る全ての業務について、現地再委託を認める。

6. その他の留意事項

(1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。当地の治安状況については、JICA東ティモール事務所等において十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意する。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以 上

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力：業務主任者／灌漑施設維持管理	(34.00)	()
ア) 類似業務の経験	13.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	
オ) その他学位、資格等	5.00	
② 副業務主任者の経験・能力：	()	()
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) 業務主任者等としての経験		
オ) その他学位、資格等		
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	—	()
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	
イ) 業務管理体制	—	
(2) 業務従事者の経験・能力：河川水理分析／河川構造物設計	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	11.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	0.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		